

越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 条文略 (虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から<u>令和9年3月31日</u>までの間、次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>(1) 第1条の規定による改正後の越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例」という。)第3条第5項(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第90条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第39条の2(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第97条において準用する場合に限る。)</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 条文略 (虐待の防止に係る経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から<u>令和6年3月31日</u>までの間、次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。</p> <p>(1) 第1条の規定による改正後の越谷市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例」という。)第3条第5項及び第39条の2(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第168条(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第181条に</p>

(2) 第2条の規定による改正後の越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(以下「改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第5項改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第88条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。)及び第54条の10の2(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第93条において準用する場合に限る。)

において準用する場合を含む。)、第181条の3、第188条、第204条(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)

(2) 第2条の規定による改正後の越谷市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(以下「改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例」という。)第3条第5項及び第54条の10の2(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第143条(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)

(3) 第3条の規定による改正後の越谷市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(以下「改正後の越谷市指定地域密着型サービス基準条例」という。)第3条第5項及び第40条の2(改正後の越谷市指定地域密

着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)

(4) 第4条の規定による改正後の越谷市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例(以下「改正後の越谷市指定地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第3条第5項及び第37条の2(改正後の越谷市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)

3 施行日から令和9年3月31日までの間、次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)に」とする。

(1) 改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第95条

3 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項に」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)に」とする。

(1) 改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第29条(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第41条の3及び第46条において準用する場合を含む。)、第56条(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第62条において準用する場合を

(2) 改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第91条

含む。)、第76条、第86条、第95条、第106条(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第114条及び第134条において準用する場合を含む。)、第142条、第163条(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。)、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。)

(2) 改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第54条
(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第62条において準用する場合を含む。)、第72条、第82条、第91条、第120条、第138条(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。)、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。)

(3) 改正後の越谷市指定地域密着型サービス基準条例第31条、第55条、第59条の12(改正後の越谷市指定地域密着型サービス基準条例第59条の20の3において準用する場合を含む。)、第59条の34、第73条、第100条(改正後の越谷市指定地域密着型サ

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和9年3月31日までの間、次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(1) 改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第31条の2 (改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第97条において準用する場合に限る。)

(2) 改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第54条

サービス基準条例第202条において準用する場合を含む。)、第122条、第145条、第168条及び第186条

(4) 改正後の越谷市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第27条、第57条及び第80条

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

4 施行日から令和6年3月31日までの間、次に掲げる規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(1) 改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第31条の2 (改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第41条の3、第46条、第58条、第62条、第78条、第88条、第97条、第112条、第114条、第134条、第145条、第168条(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第181条において準用する場合を含む。)第181条の3、第188条、第204条(改正後の越谷市指定居宅サービス等基準条例第216条において準用する場合を含む。)、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。)

(2) 改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第54条

の2の2(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第93条において準用する場合に限る。)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

5 条文略

}

16 条文略

の2の2(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第62条、第74条、第84条、第93条、第123条、第143条(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第160条において準用する場合を含む。)、第165条の3、第172条、第182条(改正後の越谷市指定介護予防サービス等基準条例第197条において準用する場合を含む。)、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。)

(3) 改正後の越谷市指定地域密着型サービス基準条例第32条の2(改正後の越谷市指定地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)

(4) 改正後の越谷市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第28条の2(改正後の越谷市指定地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

5 条文略

}

16 条文略

